

桜井市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年3月

桜井市通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について協議してきた。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび関係機関の連携体制を構築し、「桜井市通学路交通安全プログラム」を策定した。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていくこととする。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下のメンバーによる「桜井市通学路安全推進会議」を設置する。

- ・ 桜井市長
- ・ 桜井市教育委員会教育長
- ・ 桜井市教育委員会事務局学校教育課
- ・ 桜井警察署交通課
- ・ 桜井市都市建設部土木課
- ・ 奈良県中和土木事務所

※ 各学校に設置されている学校安全会議等の組織と連携する。

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

通学路の安全を確保するため、学校、地域、警察、道路管理者が連携する。

(2) 活動内容

①ブロック合同点検

各学校を3ブロックに分割し、毎年1ブロックずつ点検を行う。

体制： 各学校に学校、保護者、道路管理者、警察、自治会、教育委員会等の参加のもと、合同点検を実施する。

時期： 毎年夏期休業中に行う。

方法： 各学校に学校安全会議等を利用し、危険箇所の把握を行い、危険箇所を

中心に点検を行う。

②校區別合同点検

毎年実施する。但し、ブロック合同点検を実施する年は兼ねる。

体制： 各学校に学校、保護者、自治会、桜井市都市建設部土木課、教育委員会等の参加のもと合同点検を実施する。桜井警察署交通課、奈良県中和土木事務所は可能な限り参加する。

時期、方法については①と同様とする。

③各学校における点検

定期的（各学期に1度程度）に点検を行い、危険箇所があれば市教育委員会学校教育課に報告する。市教育委員会は各道路管理者等へ連絡をする。

④その他の点検

地域、保護者からの情報提供があれば、学校にて危険箇所の点検を行い市教育委員会学校教育課に報告する。学校教育課は各道路管理者等へ連絡する。

（3）対策の検討

合同点検等の結果から明らかになった対策必要箇所について、通学路安全推進会議において具体的な対策案を検討する。

（4）対策の実施及び効果の把握

対策の事業主体が対策を実施し、通学路安全推進会議が進捗状況を確認する。

4. 箇所一覧表の公表

各学校に点検結果及び対策内容を「対策箇所一覧表」により公表する。

5. 安全教育について

各学校は、児童、保護者、地域等に対して啓発活動等を積極的に実施する。また、交通安全教室等を実施し、児童への交通ルール、マナーの指導の徹底を図る。

（平成27年8月31日 一部改正）

（平成29年2月27日 一部改正）

（平成30年3月 1日 一部改正）

（令和2年11月10日 一部改正）

（令和4年 4月 1日 一部改正）